

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月21日
【会社名】	日立造船株式会社
【英訳名】	Hitachi Zosen Corporation (注) 2024年10月1日から会社名及び英訳名を下記のとおり変更する予定 で あります。 会社名 カナデビア株式会社 英訳名 Kanadevia Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 桑原 道
【本店の所在の場所】	大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
【電話番号】	06(6569)0022
【事務連絡者氏名】	経理部長 木村 俊仁
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目26番3号
【電話番号】	03(6404)0800
【事務連絡者氏名】	総務部 東京総務グループ長 北村 歩
【縦覧に供する場所】	日立造船株式会社東京本社 (東京都品川区南大井六丁目26番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月20日開催の当社第127回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金23円の期末配当を実施する。

第2号議案 定款一部変更の件

次のとおり定款第1条（名称）および第3条（目的）を変更する。

（1）商号を「日立造船株式会社」から「カナデビア株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（名称）を変更する。なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2024年10月1日とし、効力発生日経過後はこれを削除する。

（2）事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開を踏まえ、現行定款第3条（目的）の事業目的を追加および変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、三野禎男、桑原 道、木村 悟、橋爪宗信、庄司哲也、坂田信以、堀口明子および宮崎真紀の8名を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、安原裕文および稲田浩二の2名を選任する。

第5号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬の額および内容決定の件

当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く。）を対象に、業績連動型株式報酬制度を導入することとし、当社が拠出する上限額を1事業年度あたり225百万円とすることに決定した。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成比率(%)	決議の結果
第1号議案	1,304,257	7,278	47	98.58	可決
第2号議案	1,308,209	3,325	47	98.87	可決
第3号議案					
三野禎男	1,303,823	7,677	47	98.54	可決
桑原 道	1,303,030	8,470	47	98.48	可決
木村 悟	1,306,684	4,816	47	98.76	可決
橋爪宗信	1,306,278	5,222	47	98.73	可決
庄司哲也	1,252,317	59,183	47	94.65	可決
坂田信以	1,307,434	4,067	47	98.82	可決
堀口明子	1,307,265	4,236	47	98.80	可決
宮崎真紀	1,309,222	2,279	47	98.95	可決
第4号議案					
安原裕文	1,307,637	3,887	47	98.83	可決
稲田浩二	1,308,969	2,555	47	98.93	可決
第5号議案	1,306,284	5,251	47	98.73	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりであります。

- ・ 第1号議案および第5号議案
 出席した株主の議決権の過半数の賛成
 - ・ 第2号議案
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成
 - ・ 第3号議案および第4号議案
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成
2. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、1,680,280個であります。
3. 賛成比率は、出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する割合であります。なお、比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主の議決権の数の一部を集計しておりません。

以 上